

令和2年5月8日

保護者 様

北塩原村教育委員会
北塩原村立裏磐梯小学校長 酒井 宏尚

段階的な教育活動の再開について

段階的な教育活動の再開について、北塩原村の対応は下記のとおりになりますので、お知らせいたします。

記

1 段階的な教育活動の再開について

村立小・中学校全校の学校教育活動の再開について、「地域の感染状況に応じて地域の教育活動の段階的な再開を目指す」という国や県の方針に基づき、感染予防に最大限配慮した上で、令和2年5月18日（月）より、学校を再開することとします。

2 学校再開までの日程

5月11日（月）から5月17日（日）まで 臨時休校

5月18日（月）から5月22日（金）まで

学校生活に慣れる目的から、給食ありの5校時になります。下校時刻は14：55です。

下校バス 桧原方面 15：05 コミュニティバス
長峯方面 15：44 磐梯東都バス

5月25日（月）から、通常授業を実施し、学校教育活動を全面再開します。

3 学校再開までの過ごし方について

- (1) 毎朝の検温を必ず行ってください。
- (2) 発熱等、体調不良の場合には安静を保つとともに、必要に応じて医療機関を受診するようにしてください。
- (3) 児童の生活リズムを整え、睡眠不足等にならないようご注意ください。また、臨時休校の趣旨をふまえ、不要不急の外出も控えさせてください。
- (4) 感染予防のため、頻繁にうがいや手洗い、アルコール消毒をさせてください。
- (5) 児童はもちろん、家族の方も、手洗い・うがいを徹底し、習慣化するよう努めるなど、ご家族も含めて、感染予防にご協力ください。
- (6) 万が一、児童やご家族が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合には、学校へご一報ください。

4 臨時休業中の学習について

- ・ 臨時休業中の学習について、学習状況等の確認や学習の計画・指導、配付等を行いました。計画的に進めさせてください。
- ・ 学校のホームページ（ポータルサイト）や福島県教育委員会のホームページ等から様々な学習サイトへリンクできます。ご活用ください。

5 その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報が流動的な状況です。変更等がありましたら、学校のホームページ（ポータルサイト）や緊急メール等で随時お知らせ致します。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う欠席等の取扱について、以下については、欠席とはせず、出席停止の扱いとします。
 - (1) 本人が、感染した場合。
 - (2) 本人が、濃厚接触者と特定された場合。
 - (3) 本人に、発熱や咳など風邪の症状が見られる場合。
 - (4) 同居の方の中に、(1)～(3)に該当する方がいらっしゃる家庭で、保護者から他への感染防止のため出席を見合わせる旨の申し出があった場合。
 - (5) 同居の方の中に、上記の(1)～(3)に該当する方はいないが、児童自身の感染リスクを排除するため、保護者から出席を見合わせる旨の申し出があった場合。
- ※ (4) と (5) については、県からの臨時休業が要請されている5月31日まで

(事務担当：教頭 五ノ井 達也)